

夏の交通安全運動が始まります！

7月10日(土)から19日(月)の間、「交差点 青でも左右 確認を」をスローガンに、夏の交通安全運動を実施します。安心して道路を利用するためには、一人一人が交通ルールを守り、交通マナーを正しく実践することが大切です。

また、横断歩道は歩行者優先です。横断歩道手前では安全確認を十分に行い、横断しようとする歩行者がいたら確実に停車して道を譲ってください。

お互いを思いやり、交通事故ゼロを目指しましょう。



「ゼブラ・ストップ活動」イメージキャラクター

「ゼブラ・ストップ活動」実施中！

「ゼ」(ぜんぼう) …「前方」をよく見て運転、横断歩道に十分注意

「ブ」(ブレーキ) …横断歩道の手前では「ブレーキ」操作で安全確認

「ラ」(ライト) …横断歩道でも3(サン)・「ライト」*で交通事故防止

* (1) 早めのライト点灯、小まめな切り替え (2) 歩行者・自転車は反射材などでライトアップ (3) ライト(右)からの横断者にも注意

問い合わせ 県くらし安全推進課 TEL043(223)2263

千葉県職員採用セミナー

令和3年度千葉県職員採用試験(中級・初級試験および資格免許職試験)の受験をお考えの方を対象に、職員採用セミナーを開催します。記事からのメッセージや職員による仕事内容の紹介、個別相談会など、千葉県で仕事をする魅力を感じられるプログラムをご用意しています。まだ受験を迷っている方もぜひ、お気軽にご参加ください！詳しくはホームページをご確認ください。

千葉県職員採用セミナー 検索

日時 8月11日(水)13時~16時30分
会場 千葉県教育会館(JR外房・内房線本千葉駅から徒歩12分)
内容 全体説明会(知事メッセージ、試験制度の説明)、若手職員による仕事説明会、個別相談会
定員 全体説明会 250人程度
仕事説明会 職種により異なります
申込方法 原則ホームページより電子申請(申込先着順)



過去のセミナーの様子

問い合わせ 県人事委員会事務局任用課 TEL043(223)3717

※新型コロナウイルス感染症の発生状況等により予定を変更する場合には、ホームページおよびツイッター(ユーザー名 @Chibaken_saiyou)でお知らせします。

●利用対象者

日常生活において、障害などを理由に歩行が困難であると認められる方。(障害者、高齢者、難病患者、妊産婦、けが人など)
※具体的な基準についてはお問い合わせください。

●利用可能な駐車区画

公共施設や商業施設(ショッピングセンターなど)に設置されている障害者等用駐車区画での利用が可能です。

●利用証の掲示について

障害者等用駐車区画に駐車するときは、ルームミラーに利用証を掛けるなど、車外から見えるように掲示してください。

●利用証の交付について

県(郵送のみ)およびお住まいの市町村窓口にて交付します。申請の際は申請書と障害者手帳の写しなど確認書類の提出が必要です。

問い合わせ 県健康福祉指導課 TEL043(223)3924
またはお住まいの市町村担当課



利用証掲示の例



ちばの いんせき 習志野隕石

80 千葉のコレ知ってる?
今月はみずがめ座の南流星群など3つの流星群が訪れるといわれ、運が良ければ流れ星を目にするかもしれません。
ところで、流れ星と隕石の違いをご存じですか。隕石は流れ星のうち、摩擦熱で燃え尽きず地上まで落ちたものです。日本には平安時代から隕石落下記録があり、習志野隕石が53

番目の発見となりました。

国内で初めて落下予測地域から発見された隕石

昨年7月2日未明、日本各地の空で火球を観測。流星観測データから落下地域を予測したニュースを受け、同日に習志野市内のマンションで(習志野隕石1号)、22日には船橋市内で(同2号)発見されました。



観測された火球(藤井大地氏提供)

国立科学博物館の分析の結果、隕石と確定。落下予測地域から回収された日本初の隕石となり、11月1日に国際隕石学会で正式に「習志野隕石(Narashino)」として登録されました。

太陽系の起源を伝える貴重な標本

火球の軌跡を調べた結果、習志野隕石は火星と木星の間にある小惑星帯から来たことが判明。小惑星帯は宇宙を漂う物質から太陽系ができたとき、惑星になれなかった岩石の集まりです。太陽系誕生から46億年の時が流れ、小惑星の一部は「習志野隕石」として地球に落下しました。小惑星探査といえは「はやぶさ2」が有名ですが、習志野隕石は「はやぶさ2」が採取した小惑星の試料と共に太陽系誕生の謎に迫る貴重な標本だといえます。



習志野隕石1号(横幅:約52cm)

ちば障害者等用駐車区画 利用証制度がスタート



公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」を、障害者、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方が利用しやすくなるよう、県や市町村が利用証を交付する制度がスタートしています。

利用証制度について関心のある方は、県またはお住まいの市町村にお問い合わせください。



障害者等用駐車区画



利用証

問い合わせ 県健康福祉指導課 TEL043(223)3924
またはお住まいの市町村担当課